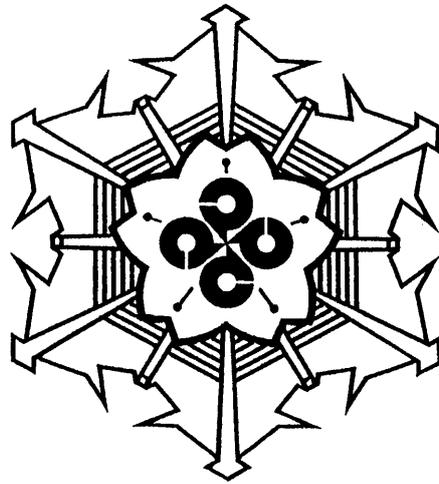


令和6年度

教育訓練実施計画



島根県消防学校

# 目 次

## 令和6年度教育訓練実施計画

- 第1 教育訓練の基本方針 . . . . . 1
- 第2 消防職員教育訓練の種別 . . . . . 1
- 第3 消防団員教育訓練の種別 . . . . . 5

## 入校手続き

- 第1 入校申し込み . . . . . 6
- 第2 入校申し込みの時期
- 第3 入校決定
- 第4 入校受付
- 第5 入校中経費の納入
- 第6 入校者の携行教材等

# 令和6年度教育訓練実施計画

この計画は、島根県消防学校規則（令和元年1月8日島根県規則第42号）第3条の規定に基づき、島根県消防学校において実施する令和6年度の教育訓練実施計画について定めるものである。

## 第1 教育訓練の基本方針

- 1 消防のあり方とその任務・責務及び基本理念を正しく認識させる。
- 2 全寮制を原則とし、任務遂行に必要な気力・体力の練成、人格の向上、規律及び協同精神の養成を図る。
- 3 職責等を自覚させ、必要な知識・技術を段階的に修得させる。
- 4 複雑、多様化する災害等に迅速、的確に対応できるよう、教育内容・技法のより一層の専門化・高度化に努める。

## 第2 消防職員教育訓練の種別

### 1 初任総合教育【全寮制】

主として新規採用の消防職員を対象に、職務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、消防活動に必要な気力・体力の練成を図り、基礎的な知識・技術を修得させ、基礎業務能力を養成する。また、救急隊員としての専門的な知識及び技術を修得させ、資格を取得させる。

#### 【到達目標】

- ア サービス義務を理解し、職務意欲が旺盛で、住民の信頼を得られる言動がとれること。
- イ 警防隊員として、基本的な安全管理について理解し、自らの安全を確保し、災害現場では隊長の下命に基づく基本的な活動ができること。
- ウ 消防業務全般について概要を理解し、住民からの一般的な質問に応答できること。
- エ 危険物取扱者(乙4類)、第三級陸上特殊無線技士及び玉掛け技能を取得すること。
- オ 救急業務及び救急医学に関する基本的な知識を有すること。
- カ 応急処置に必要な解剖生理及び各科の病態生理の理解、観察及び判断に基づいた応急処置技術が十分に発揮できること。
- キ 救急資器材の取扱い及び管理に関して精通し、救急救命士の行う特定行為の補助ができること。

### 2 専科教育

#### (1) 警防科【全寮制】

主として警防業務に携わる消防職員を対象として、特殊災害も含む警防業務全般に取り組む意識と姿勢を認識させるとともに、専門的な知識及び技術を修得させ、業務遂行能力の向上を図る。

#### 【到達目標】

- ア 警防行政の現状及び課題を理解すること。
- イ 消防・防災関係法令に関する専門知識及び災害対策に関する最新の知識を豊富に有すること。
- ウ 各種災害事象に対する基本的消防戦術を理解し、災害現場において、隊を指揮・統制し、安全かつ効果的・組織的な消防活動及び適切な活動報告ができること。
- エ 災害実態不明な対応を含め、初動対応を重視した実態把握から災害実態に応じた消防活動要

領手順を理解すること。

オ 安全、適切かつ効果的な消防活動の実践に必要な化学物質等に関する専門知識を有すること。

## (2) 予防科【全寮制】

主として予防業務に携わる消防職員を対象として、予防査察業務及び危険物規制業務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、専門的な知識及び技術を修得させ、業務遂行能力の向上を図る。

### 【到達目標】

- ア 査察行政及び危険物行政の現状及び課題を理解し、与えられた権限を正しく執行すること。
- イ 防火管理制度、建築規制、危険物規制及び消防用設備等に係る専門知識を豊富に有し、査察要領全般を修得すること。
- ウ 危険物化学、指定可燃物及び液化石油ガス等に関して、災害対策上必要な専門知識を修得すること。
- エ 違反処理に係る専門的な知識を修得し、違反對象物に対し是正・指導ができること。

## (3) 火災調査科【全寮制】

火災調査に携わる消防職員を対象として、火災調査業務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、専門的な知識及び技術を修得させ、業務遂行能力の向上を図る。

### 【到達目標】

- ア 火災調査業務に係る制度を理解し、与えられた権限を正しく執行できること。
- イ 原因調査、損害調査及び鑑定等に係る専門知識を有し、的確な判断ができること。
- ウ 火災調査の一連の流れ及び発掘手順を理解し、実施できること。
- エ 文書事務に係る知識を有し、目的に合った火災調査書類の作成ができること。

## 3 幹部教育

### (1) 初級幹部科【全寮制】

主として消防司令補（初級幹部にあたる消防士長の階級にある消防職員を含む）の階級にある消防職員を対象として、職務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、必要な知識及び技術を修得させ、組織運営能力の向上を図る。

### 【到達目標】

- ア 初級幹部としての職責を自覚すること。
- イ 住民のニーズと社会情勢の変化を的確に捉え、上司を補佐し、職務意欲旺盛な部下を指導育成できること。
- ウ 隊員を掌握・指導し、自隊の安全を確保、的確な下命ができること。
- エ 組織的な消防活動を理解し、隊を統制・活動し、報告することができること。

### (2) 中級幹部科【全寮制】

主として新たに消防司令（中級幹部にあたる消防司令補を含む）となった消防職員を対象として、職務に取り組む意識と姿勢を認識させると共に、必要な知識及び技術を修得させ、組織運営能力の向上を図る。

### 【到達目標】

- ア 中級幹部としての職責及び立場を正しく認識していること。
- イ 中級幹部として消防及び社会情勢全般の動向を理解し、組織運営に反映できること。

- ウ 組織目標及び方針を正しく認識し、上司を補佐、部下を指揮監督及び指導することにより、組織を管理できること。
- エ 事故及び事件発生時、迅速かつ的確な初動対応及び組織内連携ができること。
- オ 災害対応において、現場指揮者として組織的活動を理解し、実態把握、部隊統制、安全管理及び効果的指揮・命令が行えること。

#### 4 特別教育

##### (1) 研修教官【全寮制】

今後、所属職員の指導に当たる者を対象に、初任総合教育訓練生等を指導する中で自身の教育技法を確立させると共に、職場の指導者としての指導技術等を養成する。

###### 【到達目標】

- ア 人材育成の重要性と責任を重く受けとめ、後輩の模範となるよう消防人としての品格を備えること。
- イ 実科訓練等において積極的に展示及び指導が行える技術・技能を有し、指導者としての役割を發揮できること。

##### (2) 違反是正研修【全寮制】

違反是正推進に携わる者を対象に、火災予防行政における違反処理能力の向上を図る。

###### 【到達目標】

消防法令の違反是正に係る専門的知識を修得し、違反対象物に対し是正、指導ができること。

##### (3) 部隊指揮研修【全寮制】

部隊指揮に携わる者を対象に、災害活動における指揮者としての専門的知識、技術の習得を図る。

###### 【到達目標】

- ア 災害現場における危険要素を把握し、自隊の安全確保、的確な下命が出来ること。
- イ 組織的な消防活動を理解し、活動隊、消防本部との連携が執れること。

##### (4) 実火災体験研修【全寮制】

指揮者として現場指揮に携わる者及び採用5年未満の者を対象に、実火災体験型訓練施設を活用し、火災性状等に関する知識、区画内における注水技術の習得を図る。

###### 【到達目標】

火災現場と同様の熱及び煙の移動を体験することで、フラッシュオーバー現象等の危険な事象に至る経緯及び兆候を把握し、指揮者として下命等の判断や隊員として有効な注水もしくは待避等が行えること。

##### (5) 火災性状指導者研修【全寮制】

警防に携わる消防職員を対象に、火災性状及び有効な消火方法等の指導要領を習得し、所属における指導技術等を養成する。

###### 【到達目標】

区画内火災に関する高度な知識及び技術を専門的に習得させ、消火戦術の教育的指導者等としての資質の向上を図るとともに、安全で効果的な現場活動が行えること。

## 5 その他の教育

### (1) 第三級陸上特殊無線技士講習【通学制】

第三級陸上特殊無線技士の資格を有しない消防職員を対象とし、資格取得のための講習を行う。

### (2) 消防操法審査員講習会【通学制】 島根県消防協会主催

令和6年度島根県消防操法大会の審査員を対象として、審査に必要な知識・技術を取得させる。

### (3) 救急隊長教育【全寮制】 島根県 MC 主催

新たに救急隊長となった者及び今後、救急隊長になる者を対象に救急隊長として必要な知識・技術を習得させる。

※ 各教育の実施時期及び教育内容については、別表第1・2を参照のこと。

### 第3 消防団員教育訓練の種別

#### 1 幹部教育（消防学校と県西部地区にて実施）

##### （1）初級幹部科【通学制】

主として班長の階級にある消防団員を対象として、消防団活動に取り組む意識と姿勢を職責に応じて自覚させると共に、消防団活動に必要な規律・知識・技術を修得させ、地域防災の担い手としての資質の向上を図る。

##### 【到達目標】

- ア 消防団初級幹部としての職責を自覚していること。
- イ 消防団の運営に必要な規律、災害活動要領及び安全管理要領を理解し、現場活動で実践できること。
- ウ 地域住民に対して防災指導が行えること。

##### （2）指揮幹部科【通学制】

主として副団長、部長又は分団長の階級にある者を対象として、大規模災害時における指揮者としての職責を自覚し、指揮能力の向上を図るため、「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」を設ける。

##### ① 現場指揮課程

副団長、部長又は部長と同等の実務経験を有する者を対象とする。

##### 【到達目標】

- ア 災害時における現場指揮者としての職責を自覚し、現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有していること。
- イ 大規模災害時の現場指揮者として、火災防ぎょ、水害活動、救助救命、避難誘導及び情報収集・伝達に係る的確な現場指揮及び安全管理の知識及び技術を有すること。
- ウ 地域の実情を踏まえ、自主防災組織等に対して防災指導を行えること。

##### ② 分団指揮課程

分団長、副分団長を対象とする。

##### 【到達目標】

- ア 分団本部等における指揮を行う指揮者としての職責を自覚し、消防団の管理運営及び活性化に資する広い知識を有していること。
- イ 各種災害発生時における分団の管理運営及び効果的な現場活動の有り方を深く理解していること。

#### 2 その他の教育

##### 島根県消防協会企画研修【通学制】島根県消防協会主催

島根県消防協会が募集する消防団員を対象とし、各種災害発生時における安全で効果的な現場活動の知識・技術を修得させる。

※ 各教育の実施時期及び教育内容については、別表第1・2を参照のこと。

## 入校手続き

### 第1 入校申込み

任命権者は、入校申請書「様式1」を提出する。

初任総合教育の入校者は、学生駐車場使用申込書「様式2」を提出する。

各消防本部は、支給被服サイズ調査が必要な教育にあつては「様式3」を提出する。

初任総合教育及び救助科の入校者については、活動服及び救助服の名札を「別紙」のとおり取り付ける。

### 第2 入校申込みの時期

入校日の40日前までに消防学校へ提出する。

但し、消防職員初任総合教育、消防団員教育にあつては、30日前までとする。

### 第3 入校決定

入校日の20日前までに決定し、入校決定通知書を任命権者に送付する。

### 第4 入校受付

日時については、入校決定通知書に記載する。

### 第5 入校中経費の納入

入校中経費（教材費、施設利用・視察経費、福利厚生費、寝具費、運営事務費）は、島根県消防学校教育管理協会からの請求に基づき納入する。

### 第6 入校者の携行教材等

別表第3「携行教材等一覧表」のとおりとする。